

## 令和2年3月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年3月25日（水） 午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 農業委員12名  
（新型コロナウイルス感染拡大防止のため農業委員のみの招集）

会長	1番	松村	勘兵衛			
会長職務代理	2番	中村	栄治			
農業委員	3番	牧野	元恵	8番	田中	政男
	4番	酒井	清泰	9番	山内	百合子
	5番	笠松	邦造	10番	山口	拓雄
	6番	北山	謙治	11番	前田	壽夫
	7番	須見	則雄	12番	平泉	節子

4. 欠席委員 農業委員0名

### 5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第56号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第58号	現況証明願いについて	可決
議案第59号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第60号	農地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第61号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決

- （報告事項）
- （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - （2）農地法第18条第6項の規定による通知について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹生 禎昭      主任 多田 喜代彦      主任 山本 典子

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>ただいまから令和 2 年 3 月定例農業委員会を開催いたします。今月は松村会長が病氣入院され欠席となっております。また新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農業員のための招集となっております。それでは、中村代理よりごあいさつを申し上げます。</p>
中村代理 局長(竹生)	<p>代理あいさつ          ありがとうございます。これからは会議規則により、会長に議長として議事進行をお願いするところですが、欠席のため、中村代理に議事進行をお願いします。</p>
中村代理 事務局(多田) 中村代理	<p>これより本日の会議に入ります。事務局から 3 月分の経過報告を申し上げます。それでは、3 月分の経過報告をいたします。「経過報告 説明」          事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、9 番 山内百合子委員、10 番 山口拓雄委員、の両名をお願いします。</p>
局長(竹生)	<p>これより議事に入ります。日程第 1 議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。          それでは、議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請意見について、砂利採取一時転用の内々の取り決めについての調査結果をご説明いたします。          1 点目の面積要件ですが、過去の議事録や担当職員に聞き取りを行いました。面積要件の確認をすることができませんでした。2 点目の、1 業者につき 1 年間に 2 ヶ所までについてですが、内々の運用がございました。</p>
	<p>自動車学校横の一時転用許可について、当初の 7,796.32 m<sup>2</sup>は、工期を令和 2 年 5 月 26 日までとして、令和元年 5 月 27 日に許可されております。隣接地の 4,664.87 m<sup>2</sup>については、工期を令和 2 年 9 月 30 日までとして、令和元年 10 月 1 日に許可されております。この 2 ヶ所は同一事業の目的に供すると見なされ、当初分変更分合わせた 12,461.19 m<sup>2</sup>について、工期を令和 2 年 9 月 30 日までとして変更承認されております。          県の助言として、地元ルールを設けているのは勝山市のみであり、地元業者が納得しているのであれば良いが、納得していないのであれば訴訟となることも考えられ、敗訴となることもある、とのことでした。</p>
	<p>立川水源地については、上下水道課に問い合わせたところ、3 月 24 日に勝山市水道水源保護審議会が開催されまして、大福交通裏の砂利採取につきましては、立川水源地に影響が出た場合、直ちに砂利採取を中止することとなっております。</p>
中村代理 山口委員	<p>説明は以上です。審議のほど、よろしくをお願いします。          このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。          3 月 18 日に、委員と事務局とで現地確認を行いました。業者からの説明によりますと、現在進行中の分につきましては、8 月いっぱいにおおむね完成して、ソバを蒔けるような状態にするということです。以上です。</p>
中村代理 北山委員	<p>報告は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。          法律をずっと調べたが、転用について農業委員会の権限は何もない。意見を付するというのは、書類が出てきたら、こういう書類がある、ない、と意見するだけ。裁判事例について市立図書館も県立図書館も調べたが、農業委員会は、申請の是非についての権限は、一切ない。農業委員会が駄目だと言うと却って罰を受ける。農業委員会は、ただ県の代行処理をしているだけだ。添付書類がなかったら、添付書類が付いていないという意見を出せばよい、とさえ書いてある。</p>
山内委員	<p>確かに権限はないと思うが、意見として出せばよい。期日までに終わらないときは、きちんと対応するべき。いいわいいわで終わらせないように。</p>
北山委員	<p>法律に基づけば、例え期限がきて埋め戻しができてなくても、県に言えばよいということ。農業委員会がなんでも口を出して、万が一裁判になってしまうと、こちらが悪くな</p>

中村代理	<p>ってしまう。</p> <p>転用は最大 3 年。5 条においてはあくまでも意見。砂利採取の許可は土木がするが、農業委員会も意見としての提出が必要。今、2ヶ所目をやろうとしていることについては、1ヶ所目のフォローをしてもらいたい。農業委員会としては、ここで出た意見をまとめるぐらい。</p>
牧野委員 事務局(多田)	<p>水源地から距離がどれくらい、というのは勝山市の条例にあるんですか。</p> <p>市に水道水源保護条例というのがあります。水源地の半径 1 km 以内の砂利採取、産廃施設など水源地に影響するものにつきましては、審議会に諮る、となっております。今回の申請は、立川水源地の半径 1 km 以内にありますので、水道水源保護審議会に諮られまして、先ほどの局長からの説明どおりとなっております。</p>
前田委員 中村代理 前田委員 局長(竹生)	<p>地元要件を設けているのは勝山市だけなのですね。</p> <p>そうです。</p> <p>それを今後も続けるのかそうでないのか。また、面積要件もあったように思う。</p> <p>面積要件につきましては、議事録を平成 12 年度から確認しているのと、平成 19 年度からの職員に聞き取りをしましたが、そのような要件があったという確認が取れませんでした。</p>
北山委員	<p>裁判事例を見ると、3 条の許可や太陽光発電で揉めた事例はたくさんあるが、砂利採取の揉めた事例というのはほとんどない。業者に能力があるのなら、農業委員会が是非を決めることは、法律上してはいけない。ただし、期限を守らなかったことがあったので、条件を付けるというのはまだいい。過去に期限を守らないことがたくさんあった。ただ、1 期目の期限まで変更となるのは不思議に思う。続けて許可はいいが、1 期目は 1 期目で 1 年間、2 期目は 2 期目で 1 年間ではないのか。</p> <p>とにかく砂利採取の判例はほとんどない。逆に言えば揉め事がないということ。</p>
山内委員 中村代理	<p>面積要件があったように思う。</p> <p>私もそう思うが、農業委員会として取り決めている痕跡はない。議案書に一時転用の期間を明示して欲しい。</p>
北山委員 事務局(多田) 中村代理	<p>許可証には書いてある。</p> <p>今後明示します。</p> <p>他にご意見、ご質問ございませんか。では、許可日から 1 年間の期限を厳守してもらうとの意見を付して、許可相当とのことでよいでしょうか。</p>
酒井委員 中村代理	<p>1 年間で終わらせることができている業者はいない。</p> <p>これまで期限を守られなかったことが何度もあった。今回もその可能性もある。よって期限厳守を意見として付したい。</p>
牧野委員 局長(竹生)	<p>今後のために、我々が面積要件を設定するのは可能か。</p> <p>先ほども報告しましたが、県に問い合わせたところでは、地元ルールを設けてはいけないことはないが、地元業者が納得していればよいが、そうでない場合訴訟になることも考えられ、敗訴になることもあるということです。</p>
山内委員 局長(竹生)	<p>1 年で終えないことが多くあったため、もうそれ以上掘るべからずという意味合いで面積要件があったのではなかったか。</p> <p>繰り返しになりますが、平成 12 年度からの議事録および平成 19 年度からの職員への聞き取りでは、面積要件について確認することができませんでした。</p>
山内委員 北山委員	<p>業者が守らなかったからこんなルールができた。今後守られていくかどうか。</p> <p>言っていることはわかるが、法律にないことをここで決めても無効。仮に終えられなくても処分するのは県。ここで内規を決めたとしても決めることによって、農業委員会は法に触れてしまう。常識的にはわかるが法律がそうなのだから、そこを理解して欲しい。私もこれまで 10 年以上やってきて間違っていたかなと思っている。</p>

前田委員 中村代理	今後、5条に関しては、全く口を挟む余地はないのか。 あくまで意見を言うのみ。意見は言うべきだと思うが、業者が守らない場合、なんの権限もない。法的な責任もない。ただ、農地に手を加えるのに農業委員会を通さずにはできない、というその立場にすぎない。今回の申請についてはまず1ヶ所目の工期を守ってもらい、今回分も工期を厳守するという意見を付してこの案件をまとめたと思いますが、いかがでしょうか。
北山委員	例えば申請を3月にしてもらって、4月までに終われば、1作のみの休耕で済むが、仮に6月に出された場合、実質2作の休耕となってしまう。したがって休耕がなるべく1作で済むような申請の仕方を、業者に指導するのは良いと思う。しかし、出てきたものを駄目だ、という権限はない。
中村代理	他にご意見、ご質問ございませんか。ないようですので、これより議案第56号について採決いたします。議案第56号は、期日を厳守するとの意見を付して承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
中村代理	それでは、議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、期日を厳守するとの意見を付して承認することに決しました。
事務局(山本)	続きまして、日程第2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。 では、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
中村代理 牧野委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 6,7 ページの写真を見てください。1枚の田になっておりますが、実は2筆の仲間田であり、一方の所有者である譲受人が、もう一方の田を買われるということで、問題ないと考えます。
田中委員	3月18日に現地確認に行ってきた。譲渡人と譲受人は親子であり農地は守られます。事務局の調査票どおりで、問題ないと考えます。以上です。
中村代理	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第57号について採決いたします。議案第57号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
中村代理	それでは、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。
事務局(山本)	続きまして、日程第3 議案第58号 現況証明願いについて、を議題とします。事務局より説明願います。 では、議案第58号 現況証明願いについて、ご説明いたします。
田中委員	3月18日に現地確認に行ってきた。第3種農地であり、住宅も相当以前から建っています。また、周りは住宅地で、問題ないと考えます。以上です。
中村代理	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第58号について採決いたします。議案第58号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
中村代理	では、議案第58号 現況証明願いについては原案どおり承認することに決しました。
	続きまして、日程第4 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)及び、日程第5 議案第60号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを、議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。

事務局(多田)	それでは、議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)及び議案第 60 号農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
中村代理	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第 59 号について採決いたします。議案第 59 号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
中村代理	それでは、議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による賃借権の設定)は、原案どおり承認することに決しました。
	続きまして、議案第 60 号について採決いたします。議案第 60 号は「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。
全員	異議なし
中村代理	それでは、議案第 60 号農用地利用配分計画(案)については、「適当である」旨の意見といたします。
	続きまして、日程 6 議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(多田)	それでは、議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)、ご説明いたします。
中村代理	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第 61 号について採決いたします。議案第 61 号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
中村代理	では、議案第 61 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決しました。
	次に、報告事項に入ります。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局から報告願います。
事務局(多田)	それでは、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。
中村代理	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局から報告願います。
事務局(山本)	それでは、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。
中村代理	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に農地の転用事実に関する照会の回答について事務局から報告願います。
事務局(山本)	それでは、農地の転用事実に関する照会の回答について報告いたします。
中村代理	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、その他に入ります。4 月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局(多田)	次回は、4 月 23 日(木) 午後 1 時 30 分から、開催予定としております。
中村代理	3 月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを申し上げます。

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ㊟ 9 番 山内 百合子 ㊟

10 番 山口 拓雄 ㊟